

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震を原因としたブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難路沿道等における通行人又は避難者の安全を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事を実施する者に対し下松市危険ブロック塀等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下松市補助金等の交付に関する規則（平成23年下松市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 下松市内に存する組積造、補強コンクリートブロック造の塀（門扉その他これらに類する附属物は除く。）であって、道路面からの高さが80センチメートル以上のもの（国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (2) 地域防災計画 下松市地域防災計画をいう。
- (3) 避難路 下松市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路等をいう。
- (4) 避難地 地域防災計画に位置付けられた避難地をいう。
- (5) 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

(補助の対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「危険ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 避難路沿道等に存するものであること。
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断又は構造に応じた点検表（別表第1又は別表第2。以下「点検表」という。）による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (3) 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないものであること。
- (4) 補助金の実績報告の提出期限までに除却工事が完了するものであること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）

は、次に掲げるものとする。

- (1) 危険ブロック塀等（避難路及び避難地に直面する部分に限る。）の全部を除却するものであること。ただし、市長がその全部の除却を要さないものであるとして認めた場合は、この限りでない。
- (2) 解体工事業者又は建設業者が関係法令を遵守して施工するものであること。
- (3) 同一のブロック塀等について、国又は山口県から他の助成金、資金貸付、利子補給金等を受けていないものであること。

（補助対象者）

第5条 補助対象者は、危険ブロック塀等を所有する者（相続人を含む。）又は管理する者（以下「所有者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 本市の市税等を滞納している者
- (2) 販売を目的として整地及び建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を除却する者
- (3) 道路整備に伴う移転補償を受けて補助対象工事を行う者
- (4) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (5) その他市長が特に不相当と認める者

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額又は除却する危険ブロック塀等の延長に1メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により計算された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1件あたり100,000円を限度とする。

（交付申請書等）

第7条 補助金等交付申請書は、規則第4条の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）とする。

2 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の申請書に併せて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 下松市危険ブロック塀等除却促進事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象工事の見積書（内訳明細の付いたものに限る。）

- (3) 位置図、危険ブロック塀等の配置・平面図（高さ、長さ、厚み等を明記したもの）及び危険ブロック塀等の現況写真
- (4) 点検表による点検の結果が分かるもの
- (5) 本市の市税の滞納がないことが分かる証明書
- (6) 危険ブロック塀等除却に関する同意書（別記第3号様式）（申請者が危険ブロック塀等の管理者の場合に限る。）
- (7) 危険ブロック塀等の所有者であることを示す書類（危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書、固定資産税（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳の写し等）
- (8) 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建設工事業又は解体工事業の建設許可書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 補助金等交付決定通知書は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）とする。

（工事の着手）

第8条 補助対象工事の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業変更承認申請書等）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が交付決定後において補助対象工事の内容を変更しようとする場合に提出する補助金等変更（中止・廃止）申請書は、規則第5条第3項の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業変更申請書（別記第5号様式）とする。

2 交付決定者が交付決定後において補助対象工事を中止し、又は廃止しようとする場合に提出する補助金等変更（中止・廃止）申請書は、規則第5条第3項の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業中止・廃止申請書（別記第6号様式）とする。

3 補助金等変更（中止・廃止）承認通知書は、規則第5条第4項の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）とする。

（実績報告書）

第10条 補助金等実績報告書は、規則第7条の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業完了報告書（別記第8号様式）とする。

2 前項に規定する報告書は、補助対象工事の完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

（確定通知書）

第 1 1 条 補助金等交付額確定通知書は、規則第 8 条の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金確定通知書（別記第 9 号様式）とする。

（請求書）

第 1 2 条 補助金等請求書は、規則第 9 条の規定にかかわらず、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付請求書（別記第 1 0 号様式）とする。

2 規則第 8 条及び前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 3 条 規則第 1 0 条第 1 項に定めるもののほか、市長は、補助対象工事が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第 1 1 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、規則第 1 0 条第 2 項の規定により補助金の返還を求めるときは、交付決定者に対し下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金返還請求書（別記第 1 2 号様式）により通知するものとする。

（書類の保存期間）

第 1 4 条 規則第 1 3 条の市長の定める期間は、補助対象工事が終了した年度の翌年度の初日から起算して 1 0 年間とする。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

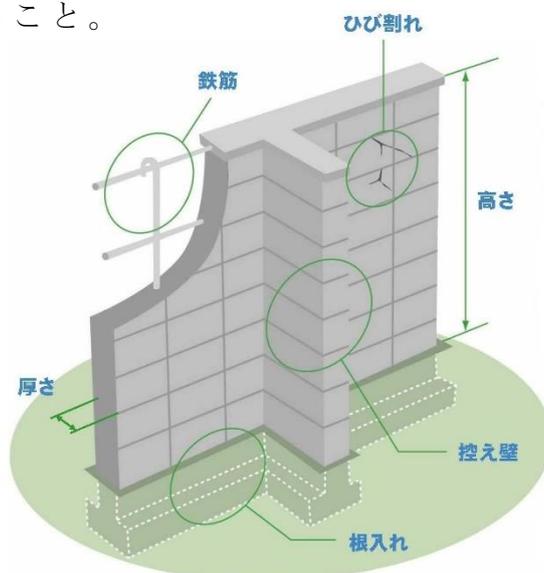
別表第1（第3条関係）

補強コンクリートブロック造（鉄筋が入っているもの）の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地面から2.2m以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁（高さが1.2mを超える場合）	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		丈は35cm以上で、根入れの深さが30cm以上（高さが1.2mを超える場合に限る。）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	鉄筋	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		縦筋は、壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
評価		6項目のうち、1つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※各項目において、不明である場合は、不適合とする。

※鉄筋が入っていないことが明らかな場合は、別表第2「組積造の塀の点検表」を使用すること。



別表第 2（第 3 条関係）

組積造の塀（鉄筋が入っていないもの）の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地面から 1.2 m 以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の 1 / 10 以上ある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁（高さが 1.2 m を超える場合）	4 m 以内ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		壁の厚さが必要寸法（上記 2 の寸法）の 1.5 倍以上ある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	根入れの深さが 20 cm 以上ある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
評価		5 項目のうち、1 つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※各項目において、不明である場合は、不適合とする。

別記第1号様式（第7条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付申請書

年 月 日

下松市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

下松市補助金等の交付に関する規則第4条及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助年度	年度
2 ブロック塀等の所在地	
3 補助金交付申請額	円（千円未満の端数切捨て）
4 添付書類	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 補助対象工事の見積書（内訳明細の付いたものに限る） (3) 位置図、危険ブロック塀等の配置・平面図（高さ、長さ、厚み等を明記したもの）及び危険ブロック塀等の現況写真 (4) 点検表による点検の結果が分かるもの (5) 本市の市税の滞納がないことが分かる証明書 (6) 危険ブロック塀等の所有者の同意書（別記第3号様式。） （申請者が危険ブロック塀等の管理者の場合に限る。） (7) 危険ブロック塀等の所有者であることを示す書類（危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書、固定資産税（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳の写し等） (8) 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建設工事業又は解体工事業の建設許可書の写し (9) その他市長が必要と認める書類

次の誓約事項に相違ないことを誓約するとともに、その確認のため担当課職員が必要な官公署への照会を行うことについて承諾します。

（裏面へ続く）

誓約事項

- 1 私は、下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- 2 撤去するブロック塀等は、私が所有するものであり、撤去後に他の共有者や利害関係者との間でトラブルが生じた場合、自身の責任で解決します。
- 3 ブロック塀等の除却工事により生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適切に処理します。
- 4 ブロック塀等の撤去後、新たに塀等を設置する場合は、建築基準法その他関係法令に適合し、安全性を確保するものとします。
- 5 補助対象工事の実施に当たり、他の補助金等の交付を受けません。

別記第2号様式（第7条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業計画書

申請者： _____

1 所在地			
2 建築年月	年 月		
3 塀の構造	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造		
4 ブロック塀等の規模	長さ	高さ	厚さ
	m	cm	cm
5 除却工事施工業者	施工者名		
	所在地		
6 補助金の額の算定	総工事費（税抜）	円	
	補助対象経費（税抜）	円 ①	
	①の2/3の額	円 ②	
	除却する長さによる算出額	除却するブロック塀等の長さ×20,000円/m 円 ③	
	補助対象工事費の上限額	100,000円 ④	
	補助金交付申請額（千円未満切捨て）	②、③、④のうち最小の額 円	
7 着手予定及び完了予定年月日	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日

年 月 日

危険ブロック塀等除却に関する同意書

(所有者)

住所

氏名

電話番号

私は、私が所有する以下の危険ブロック塀等の除却に関して、次の行為を行うことに同意します。

- 1 危険ブロック塀等を除却すること。
- 2 下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金の交付申請を行うこと。
- 3 下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金の交付を受けること。

ブロック塀等の所在地 下松市

申請者の住所 _____

申請者の氏名 _____

別記第4号様式（第7条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下松市長

年 月 日付けで申請のありました下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので、下松市補助金等の交付に関する規則第5条第1項及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

1 補助年度	年度
2 補助金の交付決定額	円
3 交付の条件	(1) 補助対象工事の内容を変更しようとするときは、市長に承認の申請をすること。 (2) 補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に承認の申請をすること。 (3) 補助対象工事が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 補助対象工事の施工については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (5) 補助対象工事に関する書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して10年間保存すること。
4 その他	(1) 下松市補助金等の交付に関する規則及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱の規定を遵守する必要があります。

別記第5号様式（第9条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業変更申請書

年 月 日

下松市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり内容を変更したいので、下松市補助金等の交付に関する規則第5条第3項及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 補助年度	年度	
2 変更の内容		
3 変更の理由		
4 当初交付決定額	円	※ 補助金の額の変更が伴わないときは、4と5は、空白にしてください。
5 変更後の交付申請額	円	
6 添付書類	(1)下松市危険ブロック塀等除却促進事業実施計画書 (2)変更箇所を明示した補助対象工事の見積書（内訳明細の付いたものに限る。） (3)その他市長が必要と認める書類	

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業中止・廃止申請書

年 月 日

下松市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、下松市補助金等の交付に関する規則第 5 条第 3 項及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 補助年度	年度
2 建築物所在地	下松市
3 中止・廃止の年月日	年 月 日
4 中止・廃止の理由	

別記第7号様式（第9条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

下松市長

年 月 日付けで申請のありました下松市危険ブロック塀等除却促進事業の変更（中止・廃止）については、これを承認することとしましたので、下松市補助金等の交付に関する規則第5条第4項及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 補助年度	年度
2 変更等の理由	
3 補助金の交付決定額	変更等前 円
	変更等後 円

別記第8号様式（第10条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業完了報告書

年 月 日

下松市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、下松市補助金等の交付に関する規則第7条及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助年度	年度
2 着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
3 補助金の交付決定額	円
4 添付書類	(1)ブロック塀等除却工事費の領収書の写し (2)ブロック塀等除却工事の施工前、施工中、工事完了後の写真（補助対象工事実施箇所の全景が分かるもの） (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記第9号様式（第11条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

下松市長

年 月 日付けで報告のありました下松市危険ブロック塀等除却促進事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、下松市補助金等の交付に関する規則第8条及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助年度	年度	
2 補助金の交付確定額	円	
3 補助対象工事費	円	
4 補助金の交付決定額	円	補助金交付決定（変更）通知書 第 号 年 月 日
5 交付確定額	円	
6 備 考		

別記第10号様式（第12条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促事業費補助金交付請求書

年 月 日

下松市長 様

補助対象者 住所
氏名
(電話番号)

下松市危険ブロック塀等除却促事業費補助金の交付を受けたいので、下松市補助金等の交付に関する規則第9条及び下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助年度	年度	2 補助金請求額	円
3 補助金の 交付決定額	円	補助金交付決定（変更）通知書 第 号 年 月 日	
4 補助金の 交付確定額	円	補助金確定通知書 第 号 年 月 日	
5 振込先 金融機関等	金融機関名	銀行 金庫 農協 店	
	口座番号	普通・当座	
	口座名義	(フリガナ)	
6 備考			

別記第11号様式（第13条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

下松市長

年 月 日付けで交付決定（変更）・確定しました下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 補助年度	年度
2 取消しの理由	
3 交付決定・確定額	円
4 取消額	円

別記第12号様式（第13条関係）

下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

下松市長

年 月 日付けで交付した下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金について、下松市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

1 補助年度	年度
2 返還額	円
3 返還期限	年 月 日まで
4 補助金既交付額	円（年 月 日交付）
5 返還の理由	